

令和4年度包括外部監査結果に基づく措置の状況
市立学校の管理・運営に係る財務事務の執行について

対応区分 「措置済」 措置が完了したもの又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの
「対応中」 具体的な対応方針・内容について検討中であるもの
「不措置」 措置する必要がなくなったもの、合理的な理由により対応しないもの、市としては適切な処理であると認識しているもの又は措置不能なもの等措置を講じないことを決定したもの

頁	区分	項目	指摘事項・意見（抜粋）	担当部署（所管課）	対応区分	措置状況・理由
82	指摘11	第4章 監査結果 第2 個別学校監査項目 2. 監査結果 (4) 給食費の徴収、支出、管理は適正か	倉敷市ではこれまで、給食費は私会計であるとして、給食費の管理、回収に関するマニュアルを作成していない。公会計を導入しない場合であっても、給食費の管理、回収マニュアル又はガイドラインを作成し、学校の対応指針を市が明確にすべきである。	保健体育課	措置済	給食費の管理及び回収並びに学校の対応指針に関する内容等を含んだ「学校徴収金等取扱マニュアル」を令和6年4月1日から施行し、各学校に活用するよう通知しました。
83	指摘12	第4章 監査結果 第2 個別学校監査項目 2. 監査結果 (4) 給食費の徴収、支出、管理は適正か	給食費一般会計及び給食運営費会計の保護者への決算報告を徹底すべきである。保護者への決算報告のルールを早急に作成し、その実施を徹底すべきである。	保健体育課	措置済	保護者への決算報告のルール及び実施に関する内容等を含んだ「学校徴収金等取扱マニュアル」を令和6年4月1日から施行し、各学校に活用するよう通知しました。
83	指摘13	第4章 監査結果 第2 個別学校監査項目 2. 監査結果 (4) 給食費の徴収、支出、管理は適正か	監査対象とした学校の令和3年度給食費一般会計決算報告書において、次年度繰越金が1,110,352円（前年度繰越金284,902円）の学校がある一方で、次年度繰越金が234,510円（前年度繰越金1,129,740円）の学校があった。学校給食事業運営上、資金不足を回避するために一定の運転資金が必要であるが、前年度繰越金と次年度繰越金が著しく増減するとなると異なる。本来、その年度の給食費はその年度の児童生徒のために使用されるべきである。これらのことは、倉敷市教育委員会が各学校から決算報告書の提出を受け、内容を吟味しなければ把握できない。年度末の繰越金が多額の余剰となったり、不足することによって学校給食事業の運営に支障をきたすことのないよう、教育委員会が指導すべきである。	保健体育課	措置済	年度繰越・繰入の範囲に関する内容等を含んだ「学校徴収金等取扱マニュアル」を作成し、令和6年4月1日から施行し、各学校に活用するよう通知しました。
111	指摘32	第4章 監査結果 第2 個別学校監査項目 2. 監査結果 (18) 理科室の薬品等の管理は適正か	薬品庫の鍵の保管場所については改善が必要である。理科室（準備室）の冷蔵庫内にアンモニア水が保管されていた。また、「観察、実験の安全ガイド」によると紛失・盗難の防止のために、薬品保管庫や薬品棚の扉に施錠が必要であると記載されているにも拘らず、無施錠の冷蔵庫に保管していることから、管理方法を再検討すべきである。	中学校	措置済	薬品庫の鍵については、別途、鍵付きの保管庫で厳重に管理しています。また、アンモニア水については、鍵付きの冷蔵庫に保管し、施錠を徹底しています。

(公表日：令和6年12月25日 通知日：令和6年12月19日 倉市教教企第74号)